

特定労務管理対象機関の指定に係る意見聴取

健康医療福祉部医療政策課

1

医師の働き方改革について

- 制度概要
 - ・ 時間外労働の上限規制
 - ・ 追加的健康確保措置
- 特例水準指定に係るフロー・進捗状況
 - ・ 特例水準指定に係る手続きフロー
 - ・ 県内医療機関の進捗状況

2

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状	病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
【医師の長時間労働】	特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い
【労務管理が不十分】	36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在
【業務が医師に集中】	患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

↓

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

- 医療施設の**最適配置の推進**
(地域医療構想・外来機能の明確化)
- 地域間・診療科間の**医師偏在の是正**
- 国民の理解と協力に基づく**適切な受診の推進**

医療機関内での医師の働き方改革の推進

- 適切な**労務管理の推進**
- タスクシフト/シェアの推進**
(業務範囲の拡大・明確化)

→ **一部、法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) **法改正で対応**

地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	医師の健康確保 面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)
	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
	連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	
	B (救急医療等)	1,860時間		義務	
	C-1 (臨床・専門研修)				
C-2 (高度技能の修得研修)					

2024年4月~ 医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、**都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師**(連携B・B・C水準の適用医師)のみ。

まずは、2024年4月までに1860時間以下へ!

一般則
 (例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間(休日労働含む)
 ・月100時間未満(休日労働含む)
 年間6か月まで

2024年4月~

年1,860時間/月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

年1,860時間/月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間/月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む

連携Bの活用を!
 年960時間/月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む

A: 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B 例水準 (医療機関を指定)

B 地域医療確保暫定特

C-1 集中的技能向上水準 (医療機関を指定)

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用 ※本人がプログラムを選択
 C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来 (暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)
 将来に向けて縮減方向

年960時間/月100時間(例外あり) ※いずれも休日労働含む

※この(原則)については医師も同様。 ※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

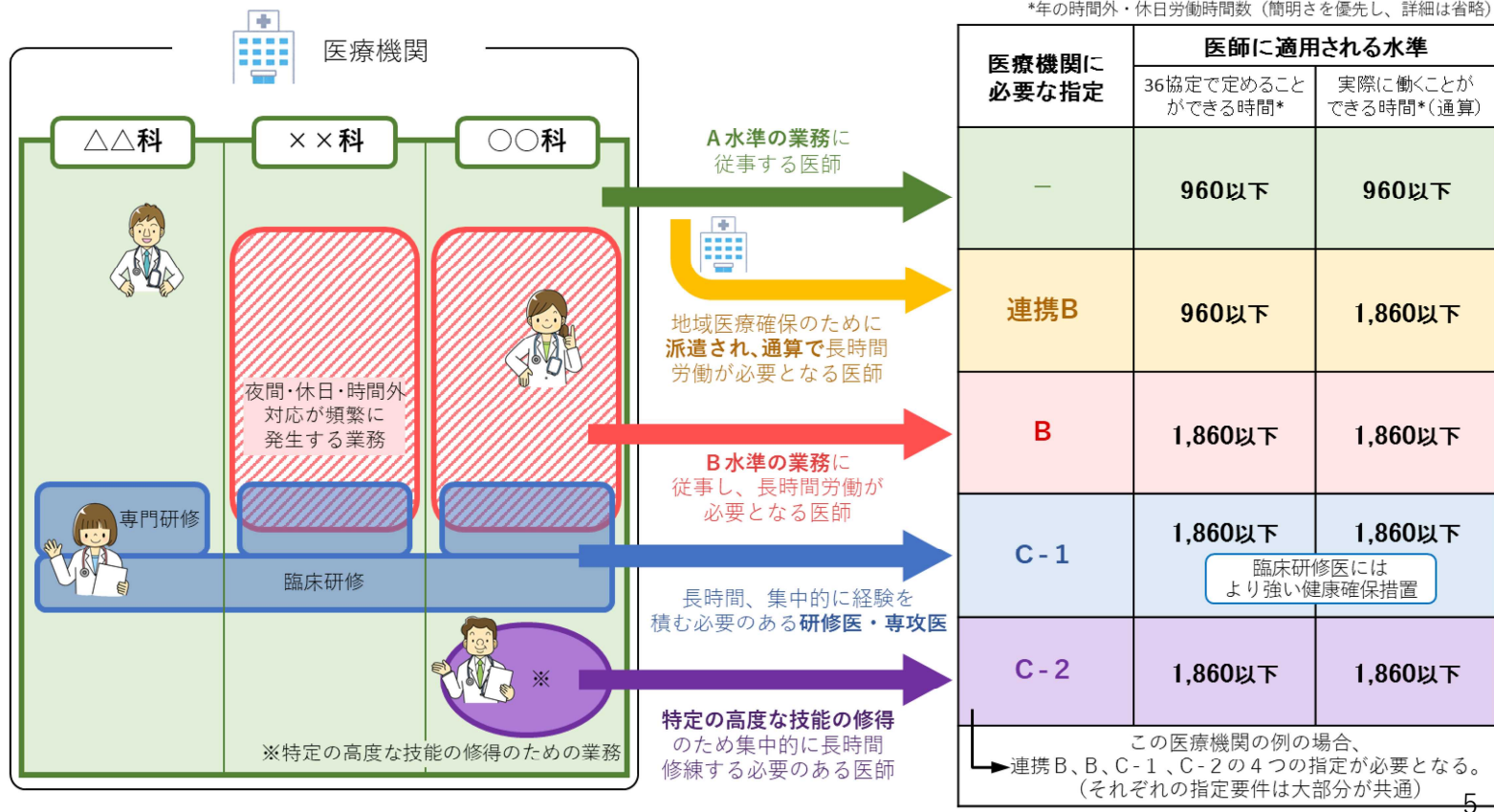
【追加的健康確保措置】

勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット(努力義務) ※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。	勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット(義務)	勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット(義務) 注)臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、 ①24時間以内に9時間 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。	<A水準> 勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット(努力義務) <C水準> 上記A水準の勤務間インターバル及び代償休息のセット(義務) 注)臨床研修医の勤務間インターバルは、 ①24時間以内に9時間 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。 ※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。
---	---	---	--

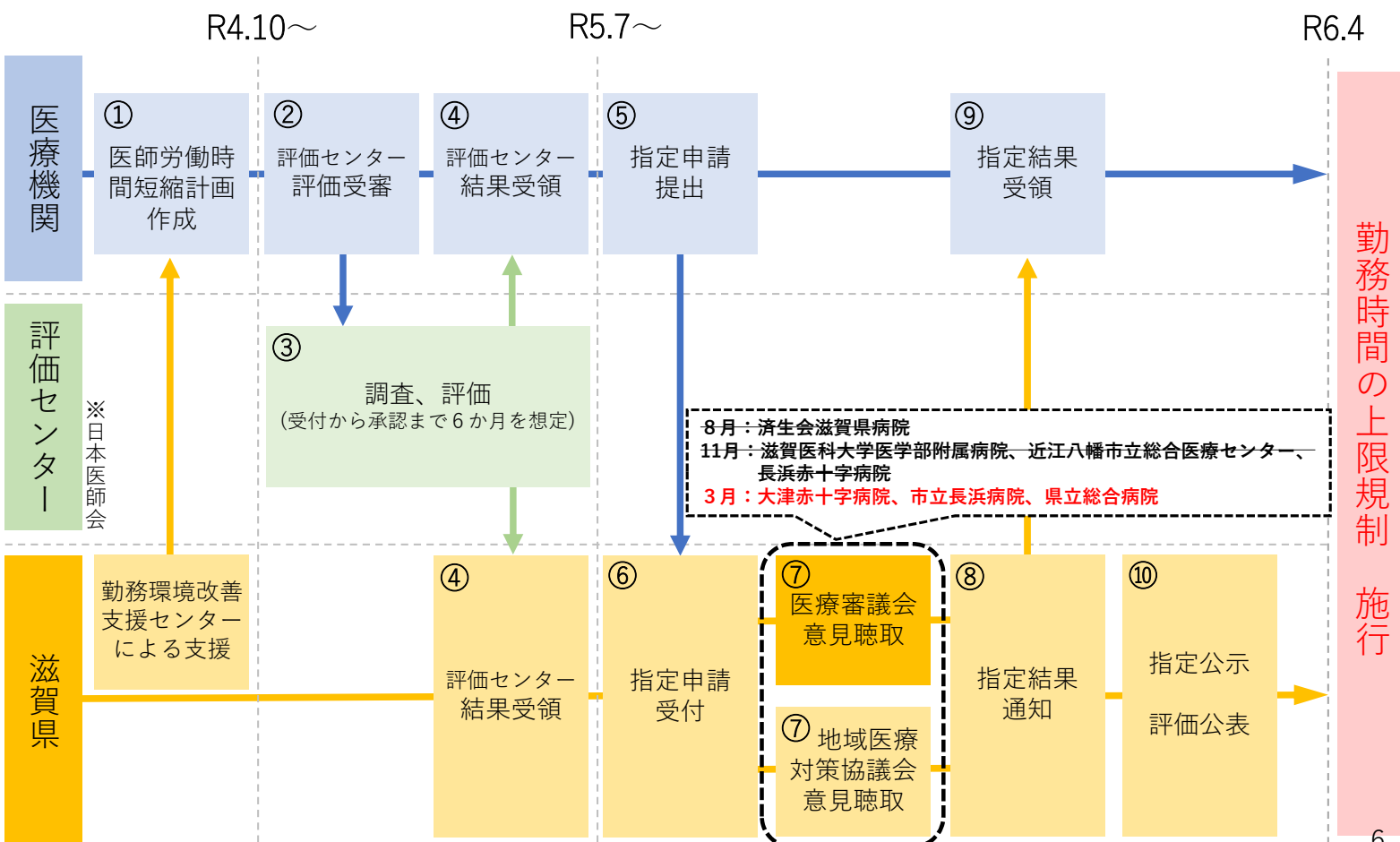
※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

連携 B・B・C 水準

所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。
 ※ なお、C水準は、研修期間が1年未満の場合、研修期間中の労働時間を年単位に換算して、指定の要否を判断



特例水準指定に係る手続きフロー



県内医療機関の進捗状況（R6.1月末時点）

	特例水準				評価センター		滋賀県		
	B	連携B	C-1	C-2	申請	評価	申請	医療審議会 意見徴取	指定通知 (R6.4.1から適用)
大津赤十字病院	○				→				
滋賀医科大学 医学部附属病院		○			→				
済生会滋賀県病院	○				→				
県立総合病院	○				→				
近江八幡市立 総合医療センター	○				→				
長浜赤十字病院	○				→				
市立長浜病院	○				→				

7

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準

- 全水準共通
 - ・ 医療勤務環境評価センターによる評価結果
- 特例水準毎 ※今回指定分にはない連携B、C-1、C-2水準は省略
 - ・ B水準

8

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準（全水準共通）

	指定要件	確認方法(書類)
1	<p>医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項 がすべて記載されていること。 	<p>医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書</p> <p>労働時間短縮計画(案)</p>
2	<p>医療法の規定により必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。</p>	<p>医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書</p>
3	<p>労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと。</p>	<p>様式第5号(誓約書)</p> <p>※別途、県から労働局に対し照会を行い確認します。</p>
4	<p>医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。</p>	<p>医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書</p>

9

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価の体系】

○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
△	労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

【評価結果の取扱い】

「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点から特例水準の指定の必要性を総合的に勘案して、医療審議会において審議を行う。

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準（B水準）

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 地域周産期母子医療センター 周産期協力病院	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 滋賀県がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療高度中核拠点病院 滋賀県がん診療広域中核拠点病院 滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	検討を要するため、滋賀県医療政策課あてご相談ください。	
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連)労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

特定労務管理対象機関（B水準）の指定に係る申請内容

- 大津赤十字病院
- 市立長浜病院
- 滋賀県立総合病院

大津赤十字病院（全水準共通 審査基準）

【医療機関勤務環境評価センターによる評価結果】

- 5段階で評価される「全体評価」は、最も良い評価
- 全88の個別項目は、全て問題なし

【労働時間短縮計画(案)】

- 必要事項が全て記載されている
- 当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えている

【全水準共通 審査基準】

	指定要件	確認方法(書類)
1	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該医療機関に勤務する医師<u>その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。</u> ● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項がすべて記載されていること。 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 労働時間短縮計画(案)
2	医療法の規定により必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと。	様式第5号(誓約書) ※別途、県から労働局に対し照会を行い確認します。
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

大津赤十字病院（B水準 審査基準）

【業務内容】

- 三次救急
- 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療（救急診療業務（緊急手術、緊急カテ、オンコール）、入院中の急変対応、術後管理）

【やむを得ず長時間労働となる理由】

□ 循環器科

- ・ 循環器科日当直として、24時間体制で救急患者の受入を行っている（2023年実績 514名）。
- ・ 日当直体制に加えオンコール体制も整備して緊急時の対応を行っている。
- ・ これらを循環器科医師11名にて対応しているため、やむを得ず長時間労働となる。

□ 心臓血管外科

- ・ **急性大動脈解離や大動脈瘤・大動脈瘤破裂の症例等の受け入れを行っており、オンコール体制にて緊急時の対応を行っている（2023年実績 37件）。**
 - ・ 手術（予定、緊急）だけでなく術後の管理等を断続的に行う必要がある。
 - ・ これらを心臓血管外科医師2名にて対応しているため行っているため、やむを得ず長時間労働となる。
- ・ 保健医療計画上、急性大動脈解離等は、①大津・湖西ブロック、②湖南・甲賀ブロック、③東近江ブロック、④湖東・湖北ブロックで対応することとしており、大津・湖西ブロックにおいて緊急手術を行えるのは、滋賀医科大学医学部付属病院と大津赤十字病院である。
 ・ 滋賀医科大学医学部付属病院は、4ブロックの医療機関と連携し、全圏域をカバーすることとしており、大津赤十字病院は、大津・湖西ブロックにおける医療の確保のために必要な機能を有する。

【B水準 審査基準】

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関(年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 地域周産期母子医療センター 周産期協力病院	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 滋賀県がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療高度中核拠点病院 滋賀県がん診療広域中核拠点病院 滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	急性大動脈解離等の緊急手術について、地域における医療の確保のために必要な機能を有することを確認した。	
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連) 労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

特定労務管理対象機関（B水準）の指定に係る申請内容

- 大津赤十字病院
- 市立長浜病院
- 滋賀県立総合病院

市立長浜病院（全水準共通 審査基準）

【医療機関勤務環境評価センターによる評価結果】

- 5段階で評価される「全体評価」は、最も良い評価
- 全88の個別項目のうち、2項目が「未達成」の評価

[No. 34]長時間労働医師に対する面接指導実施マニュアル、規程等(面接指導の実施にあたり他職種の職員の役割を含むもの)が必要である。

[県見解]面接指導取扱要領等において面接指導実施に係る流れが定められており、総務課担当者や労務管理責任者によるサポート(日程調整等)があることを確認した。

[No. 56]作成された勤務計画のダブルチェックに関するルール・手順書または、ダブルチェックしていることが分かる勤務計画(確認印や承認記録が分かるもの)が必要である。

[県見解]勤務計画に人事課と関係診療科の責任者の決裁欄を設けることにより、ダブルチェックを検討していることを確認した。

【労働時間短縮計画(案)】

- 必要事項が全て記載されている
- 当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えている

【全水準共通 審査基準】

	指定要件	確認方法(書類)
1	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該医療機関に勤務する医師<u>その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。</u> ● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項がすべて記載されていること。 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 労働時間短縮計画(案)
2	医療法の規定により必要な面接指導および <u>休憩時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。</u>	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を <u>経過していないものがないこと。</u>	様式第5号(誓約書) ※別途、県から労働局に対し照会を行い確認します。
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

市立長浜病院（B水準 審査基準）

【業務内容】

□ 二次救急

（救急車の受入件数:2,996件、時間外・夜間・休日入院患者数:1,362件）

□ 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療

（救命救急のための緊急手術、診療等）

【やむを得ず長時間労働となる理由】

□ 外科

- 常勤医3名が中心となり、主治医として救急医療を含む消化器外科領域の診療を担当している。
- 救急対応が必要な外科疾患は消化器外科領域がほとんどで、平均して10数件／月程度あり、呼び出しによる診療や手術への対応が頻繁にあることから、長時間労働とならざるを得ない。
- また、地域がん診療連携拠点病院として、手術に加え化学療法を含めた集学的治療、終末期医療に対応している。外科で癌の手術を2021年度は152件、2022年度は164件行った。

□ 循環器内科

- 検査も含めると年間1,200件近い心臓血管カテーテル症例を担当している。
- 近年は症例数が倍増しており、湖北圏域において大半の患者を受け入れているほか、県内・近畿圏内でも上位の症例数となっている（令和4年度実績）。
- また、循環器科医が24時間体制で待機し、緊急カテーテル検査などの救急対応をしているため、長時間労働とならざるを得ない。

【B水準 審査基準】

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関(年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 地域周産期母子医療センター 周産期協力病院	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療高度中核拠点病院 滋賀県がん診療広域中核拠点病院 滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	検討を要するため、滋賀県医療政策課までご相談ください。	
2	36協定において年960時間を越える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連) 労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

特定労務管理対象機関（B水準）の指定に係る申請内容

- 大津赤十字病院
- 市立長浜病院
- 滋賀県立総合病院

滋賀県立総合病院（全水準共通 審査基準）

【医療機関勤務環境評価センターによる評価結果】

- 5段階で評価される「**全体評価**」は、**最も良い評価**

- 全88の**個別項目のうち、2項目が「未達成」**の評価

[No. 15]36協定の締結に関して、医師(特にB水準、連携B水準およびC水準適用医師)から意見をくみ取る仕組みが必要である。

[県見解]衛生委員会において、36協定案について報告を行い、委員として出席している職場代表者を介して医師から意見をくみ取る仕組みを検討していることを確認した。

[No. 87]年に1回の職員満足度調査とともに、B水準対象医師に対して意見聴取していることが分かる資料(ヒアリング記録等)が必要である。

[県見解]これまで年に1回実施してきた職員満足度調査では回答者の職種しか把握していなかったが、来年度以降は、B水準対象医師の回答を区別できるよう検討していることを確認した。

【労働時間短縮計画(案)】

- **必要事項が全て記載**されている

- 当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える可能性がある

【全水準共通 審査基準】

	指定要件	確認方法(書類)
1	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項がすべて記載されていること。 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 労働時間短縮計画(案)
2	医療法の規定により必要な面接指導および 休憩時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を 経過していないものがないこと。	様式第5号(誓約書) ※別途、県から労働局に対し照会を行い確認します。
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

滋賀県立総合病院（B水準 審査基準）

【業務内容】

- 二次救急
(救急車の受入件数:3,236件、時間外・夜間・休日入院患者数:2,139件)
- 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療
(高度な処置、手術への対応、高度な疾病治療や疾病・病棟管理、診断・治療)

【やむを得ず長時間労働となる理由】

□ 循環器内科、脳神経外科

- ・ 救急車の受入件数も増加傾向にあることから、今後、時間外労働が増加する可能性がある。
【救急車受入件数】R5.12末:2,689件※、R4:3,236件、R3:2,648件、R2:1,569件
※R4.12末時点と比較して、約1割程度増加

□ 整形外科、呼吸器内科、泌尿器科、産婦人科

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療、化学療法、免疫療法を組み合わせた総合的ながん診療を行うとともに、がんゲノム医療、ロボット手術、最新の放射線治療機器および施設の整備などによる高度ながん診療を提供している。
- ・ 地域の医療機関で代替が困難な医療を提供していることから患者が集中しており、新規入院患者の増加を見込んでいることから、今後、時間外労働が増加する可能性がある。
【手術件数】R5(見込):8,500件、R4:8,237件
【放射線治療件数】R4:10,613件 R3:10,041件、R2:9,381件
※R6年度には新放射線治療棟が完成し、治療件数が増加する見込み

□ 免疫内科

- ・ 滋賀県重症難病患者医療拠点病院・協力病院として、専門分野の難病指定医のもとで診断・治療を行っている。
- ・ 免疫内科におけるリウマチや膠原病の診療にあつては、診療ニーズは高く、地域の医療機関からの照会患者を積極的に受け入れていることから、患者が集中している。患者数も年々増加しているところであり、今後、時間外労働が増加する見込みである。
【免疫内科患者数】入院患者 R4:5,151人、R3:4,720人、R2:3,501人
外来患者 R4:11,583人、R3:10,335人、R2:7,248人
【難病外来指導管理料算定件数】R4:6,160件、R3:5,550件

【B水準 審査基準】

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関(年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類(病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 等	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	地域がん診療連携拠点病院 等	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	検討を要するため、滋賀県医療政策課あてご相談ください。	
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連)労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

	特例水準	業務内容	審査基準		指定の可否
			全水準共通	B水準	
大津赤十字病院	B水準	三次救急 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療	○	○	○
市立長浜病院	B水準	二次救急 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療	○	○	○
滋賀県立総合病院	B水準	二次救急 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療	○	○	○